

伊 下 第 382 号

令和 7 年 7 月 18 日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道部長 上窪 英男



文書質問に対する回答について

令和 7 年 7 月 7 日付伊議第 231 号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

桐ヶ丘污水处理施設移管問題に関する市長面談時の発言の真意に関する質問について

【質問 1】

上窪部長より「安心して長い間使えることを考えたい。35 億かけて作り、30 年後に更新するというのは上下水道事業として大きな負担になる。二重投資をすることはもう一度しっかり皆さんと考えていきたい」との発言があったが、平成 28 年 5 月に「伊賀市生活排水処理施設整備計画」が策定されており、桐ヶ丘処理区は「特定環境保全公共下水道事業」の対象区域として位置付けられているが、この事業の進捗状況を示すとともに、住民の意見も聞かずに計画変更を進めていくのか明らかにされたい。

【回答】

桐ヶ丘地区住民自治協議会（以下「桐ヶ丘自治協」という。）から提案されている事業化案は、現有施設を下水道基準を満たす処理方法に改造して使用するというものですが、施設等の改造には約 35 億円の費用を要し、かつ、処理施設躯体の目標耐用年数を経過する約 30 年後には建て替え費用として相当な費用が必要となることが想定され、市では非経済的であるとの見解を示しています。



現在、市の下水道事業の経営状況は、人口減少に伴う使用料収入の減少や既存施設の老朽化による改築更新需要の増加などにより大変厳しい状況にあり、下水道事業の持続性を確保するという観点からも、事業の実施には慎重にならざるを得ません。

また、生活排水処理施設整備計画策定の考え方や手法が記されている「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」には、地域の社会情勢の変化等に応じて、目標達成に向けた進捗管理を行い、点検・見直しは5年に1回を基本と示されており、平成28年5月に策定した「伊賀市生活排水処理施設整備計画」から概ね5年が経過したことから、令和4年2月に当該計画の見直しを行いました。

見直した当該計画では、集合処理計画であった公共下水道3処理区（上野、新居三田、佐那具処理区）を個別処理（合併処理浄化槽）へ変更すること、下水道6処理区及び農業集落排水26処理区の全32処理区を15処理区へ施設統廃合を行うことの2つの大きな変更点が盛り込まれており、令和4年度より当該計画に基づき、島ヶ原地域、西高倉及び西山地区において、施設の統廃合事業を進めているところです。

当該計画の見直しを行っていた令和3年度は、桐ヶ丘自治協との協議に基づき「桐ヶ丘汚水処理施設現況調査及び概略検討業務委託」を実施していた最中であり、施設整備に関しては桐ヶ丘自治協と協議段階であったため、平成28年5月に策定された計画のまま桐ヶ丘地域は「特定環境保全公共下水道事業」での整備地域と位置付けられていますが、今後も経済性だけでなく、人口減少等の地域特性や、住民意向を勘案し、長期的な視点から見直しを行っていく可能性があります。

桐ヶ丘自治協とは、平成30年12月に請願文書が提出されて以降、施設の移管に関する協議を続けており、今後も引き続き対話を行い、より良い方向性を模索していきます。

【質問2】

上窪部長より「大倉に何の責任もないというのは困る」との発言があり、市長からは五者協議について「大倉との信頼関係が大切。市が中心となって協議していく役割を果たしたい。大倉と対話できる場を用意したい」との発言があったが、実際に市が中心となって五者協議の場を用意されるのか、そして五者協議でどのような協議をされるのか内容を示されたい。

【回答】

令和2年10月に開催された第2回五者協議時に、榊大倉と桐ヶ丘自治協が意見や主張

で紛糾した経緯があり、その際に(株)大倉は、「桐ケ丘自治協が請願書を出しているのに、なぜ(株)大倉が費用負担をしなければいけないのか」、「(株)大倉と市が話し合うのは違うし、今後このようなことがあれば会議には出席しない」とのスタンスをとっており、実際に改めて五者協議が開催できるのかは不透明な状況にあります。

しかし、桐ケ丘污水处理施設は(株)大倉の所有物であり、(株)エムケーエスが運営管理を行っていることから、これら民間業者との関係、協力なしでは協議が進展しないことも事実です。

また、令和2年10月8日付で五者の合意のもと締結した「桐ケ丘污水处理施設の所有権に関する証明書」において、建物（污水处理場）及び土地の所有権は(株)大倉であることを認めていますが、近畿環境サービス(株)のグループ会社として設立した(株)エムケーエスが、平成21年6月5日に(株)大倉と締結した承認願の中で、「運営及び維持管理業務から発生する諸問題は当社の全責任において誠意を持って解決する」と記されていることから、まずは、近畿環境サービス(株)と桐ケ丘污水处理施設に付随する諸問題に対して協議の場を設け、(株)大倉との仲介役を担っていただく考えであります。

【質問3】

上窪部長より「移管だけがすべてではない」との発言があったがこの発言の真意を示されたい。これまで、市が平成28年より何度も桐ケ丘に足を運ばれ住民説明会を開き、その説明会において、移管の条件として、①受益者負担、②下水道使用料、③排水設備の分離マス設置、排水設備の誤接続調査などの住民負担が必要であることを住民が理解したうえで、住民の90～95%の合意が必要であることから、自治会アンケートでは92.5%の合意を得ることができた、にもかかわらず、上窪部長のこの発言は承服しかね、住民が納得できる内容ではない。今まで積み上げてきたものは何だったのか。上窪部長の真意を示されたい。

【回答】

これまでも桐ケ丘自治協と市は何度も協議を重ね、様々な事柄を検討しここまで進めてきたこと、桐ケ丘自治協のご努力で事業化に向け自治会員世帯の約92.5%の合意が図られたことは承知しているところですが、同時に協議が進む中で、市から情報提供を行っている最新の制度改正内容や国の動向のとおり、桐ケ丘污水处理施設に関する請願提出時とは状況が変化してきています。

住民にとって最大の不安事項であった大規模災害時における民間事業者が管理する集中浄化槽の復旧に関しても、令和6年度能登半島地震での浄化槽災害復旧事業の国庫補助率嵩上げや市町村負担に対する特別交付税措置などの国の対応により、個人負担は発生していない旨を説明させていただいております。

また、予ねてより市が説明しているとおり、桐ヶ丘污水处理施設は桐ヶ丘地区に住む全世帯が利用しているため、事業化に向けては全世帯の合意形成が図られている必要があると考えています。

加えて、公共下水道事業を実施していく上で避けることができない都市計画決定を行う過程の都市計画審議会においても、事業の妥当性や合意形成について調査審議を受けることになり、現時点で桐ヶ丘自治協が進める事業化に対し反対される住民が一定数いることから、桐ヶ丘自治協が求める事業化案のまま答申を受けることは困難と考えています。

このような状況からも、今一度桐ヶ丘地域住民にとってより良い方向性を模索していくことが重要であると考えています。